

一括発行会員特約(三菱オートリース提携)

特約第1条(総則)

- 1.本特約は東京都港区芝5-34-7田町センタービルに事務所を有する三菱オートリース株式会社(以下「法人会員」といいます。)と、法人会員の取引先であって、かつ三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」といいます。)所定の入会申込書により、ETCカード法人会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当社および法人会員が入会を承認した法人または個人事業主(以下「本会員」という)との間で適用されるものとします。
- 2.本特約に定めのない条項については、ETCカード法人会員規約に従うものとします。また、本特約において特に指定のない限り、本特約において使用する用語の意味はETCカード法人会員規約で定義した内容にしたがうるものとします。

特約第2条(カードの名称)

当社所定のETCカード法人会員規約および本特約に基づき当社が発行するETCカードの名称は、三菱オートリースETCカードとします。

特約第3条(カードの年会費)

三菱オートリースETCカード(以下「本カード」といいます。)の年会費について、本会員の負担はないものとします。

特約第4条(利用料金決済)

- 1.本会員は、ETCカード入会申込書兼予算単位届に記載した法人会員へのお支払方法により、本カードの利用料金に次条に定める手数料を加算して、法人会員へお支払日までに支払うものとします。
- 2.法人会員は、利用料金を毎月末日に締め切り、翌月20営業日迄に、約定支払額をご利用明細書として本会員の届出住所への普通郵便による送付その他の法人会員所定の方法で、通知します。本会員は、ご利用明細書の内容に異議がある場合には、通知を受けた後10日以内に法人会員に対して申し出るものとします。なお、ご利用明細書の延着や不着をもって、本カードの利用料金の支払いを拒絶することはできません。
- 3.法人会員から本会員への利用代金のご請求は、当社が、法人会員に提供するために、本会員および法人会員に代わって道路事業者からETC利用データを取得するETC走行明細還元サービスにより法人会員へ提供されたETC利用データにもとづくものとします。なお、ETC利用データについて疑義がある場合は、本会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、本会員は、そのことをもって法人会員への支払い義務を免れないものとします。

特約第5条(本カードの利用に係る手数料)

本カードの利用に係る手数料は、「利用料金×1.0% (税別)」とします。ただし、道路事業者等が運営する割引制度の変更や金利情勢の急激な変化等が生じた場合、法人会員は本会員に通知の上、当該手数料率を変更することができるものとします。

特約第6条(期限の利益喪失)

本会員は、本会員が次の事項の一つでも該当する場合には、本立替債務について、何らかの通知、催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、残債務全額をただちに法人会員へ支払うものとします。

- ①約定支払額の支払いを1回でも遅滞したとき。
- ②自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般的な支払いを停止したとき。
- ③差押、仮差押、仮処分の申立または滞納処分を受けたとき。
- ④破産、民事再生、会社更生または特別清算の申立を受けたとき、または自らこれらの申立をしたとき。
- ⑤法人会員等のいずれかの資格が取り消されたとき。
- ⑥本特約上の義務に違反し、その違反が本特約の重大な違反となるとき。
- ⑦信用状態が著しく悪化したとき。

特約第7条(遅延損害金)

- 1.本会員は、未払債務につき期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、未払債務の全額に対し年14.60%を乗じた額の遅延損害金を法人会員へ支払うものとします。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。
- 2.本会員は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、指定日の翌日から完済の日に至るまで、約定支払額に対し年14.60%を乗じた額の遅延損害金を法人会員へ支払うものとします。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。

特約第8条(法人会員の免責)

- 1.法人会員は、本カードのご利用代金の決済に関する事項を除き事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故や第三者との紛争、ETCシステムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。
- 2.法人会員は事由の如何を問わず、道路事業者等、法人会員以外の事業者が実施するETCシステムを利用したサービスや割引制度が適用にならないことにより本会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3.本カードの再発行により会員番号が変更となった場合は、道路事業者が実施する、「ハイカ・前払」残高管理サービス、ETCマイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度などの登録型割引制度を利用する本会員は、自ら、道路事業者所定の変更手続を行うものとし、変更手續が完了するまでの本カードの利用が割引対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。法人会員は、本カードの利用が割引対象とならないことにより本会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

特約第9条(本カードの新規および再発行に係る手数料)

- 1.本会員は法人会員に対し、本特約第3条に定める年会費とは別に、本カード発行の対価として、入会申込書およびホームページ等に記載する所定の手数料を支払うものとします。発行手数料は、退会または会員資格の取消しとなった場合その他理由の如何を問わず返却いたしません。
- 2.前項の発行手数料は、本カードを新規に発行する場合、再発行する場合のいずれにも適用します。